

※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を出さずに転入できる手続です。詳しくは、用紙右下□内を参照ください。 \*申請者のうち、2は15歳未満の人のみが転出する場合です。3の場合は疎明資料が必要です。

届出の種類

届出日

令和 年 月 日

★用紙右下□内を確認し、どちらかに○をしてください。

国内・海外

世帯全部・世帯一部（世帯主変更 有・無）

申請者

1.本人 2.世帯主（員） 3. 法定代理人（ ）

氏名

(Name) 署名(手書き)をお願いします。

電話

(Tel) \*平日昼間に連絡のとれる電話番号をご記入ください。

本人確認欄（職員記入欄）

免・パ・住個カ・障・在特

保・年・介・社学・カ通・住カA

旧住所

(Former address) 東京都 国分寺市

新住所

(Current address) 都道府県

本籍

都道府県

フリガナ

氏（name）名

生年月日

性別

続柄

学校

国保

退

後医

介護

国民年金

児手乳医

印鑑

住個

署電

受付

審査

入力

照合

印鑑

附票

電算

転出した（する）人

1

2

3

4

5

世帯主変更による続柄修正

\*世帯主が転出して残る人がある場合のみ記載

残る人の氏名

旧

新

1

2

3

4

太枠の中をていねいに記入または○をして下さい。（虚偽の届出は法律で罰せられます）

★郵送による転出の手続きについては(1)通常の転出と(2)特例転出があります。

転出する人の中に、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（以下、「個人番号カード等」という。）を持っている人がいる場合は、「(2)特例転出」となります。※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。ただし、実際に新住所に住み始めた日から14日以上経過している場合等で個人番号カード等の継続利用が出来なくなっている場合や個人番号カード等のパスワードを忘れた場合は「(1)転出」で手続をお願いします。

(1)転出・・・転出証明書を送付いたします（海外転出を除く）。

【必要なもの】①この届出書、②返信用封筒（宛名と旧住所または新住所を送付先として記載の上、返信用の切手\*を貼ったもの。海外の場合は不要。）、③本人確認書類（左下参照）のコピー を送付してください。\*110円（速達は410円）

(2)特例転出・・・転出処理終了後、市民課より電話連絡させていただきます。転入先市町村役場に個人番号カード等を持参して転入手続を行ってください。

【必要なもの】①この届出書、②本人確認書類（左下参照）のコピー を送付してください。

転入手続は実際に住み始めた日から14日以内、またはこの届出書の異動日欄に記載の引越し予定日から30日以内のいずれか早い日にち以内に行ってください。その日を超えると個人番号カード等は無効となり継続利用が出来なくなりますので、あらたに(1)の方法で再申請し、転出証明書の交付を受けていただくことになります。

※特例転出についてはその他条件があります。その他ご不明な点がございましたら、市民課庶務係までお問い合わせください。

※本人確認書類（申請者のものが必要です）

運転免許証・旅券（パスポート）・個人番号カード・住民基本台帳カード などの官公署発行の顔写真付きのものいずれか1点のコピー。それらをお持ちでない場合は、健康保険証・資格確認書・年金手帳・クレジットカード・銀行のカードまたは通帳など2点以上のコピー。※全て有効期限内で、住所記載面があるものはその部分も含めてコピー。※通知カード不可